

第8回 能登半島地震における土砂災害対策検討委員会

議事要旨

1. 日時 令和8年1月26日(月) 14:00～16:30
2. 場所 石川県庁 1405 会議室(Web 併用)
3. 出席者

【委員長】

丸井 英明 (新潟大学 名誉教授)

【学識委員】

内田 太郎 (筑波大学 生命環境系 教授)

川村 國夫 (金沢工業大学 地域防災環境科学研究所 教授)

柳井 清治 (石川県立大学 生物資源環境学部 特任教授)

鈴木 啓介 (国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部砂防研究 室長)

(Web 参加)

堤 大三 (信州大学 学術研究院農学系 教授)

【行政委員】

能勢 努 (気象庁 金沢地方气象台 次長)

木村 勲 (国土交通省 北陸地方整備局 河川部 部長)

針木 江津子 (石川県 危機管理部 次長)

(代理)橋本 浩一 (石川県 土木部 砂防課 課長)

(Web 参加)

杉本 敦 (国土交通省 北陸地方整備局 能登復興事務所 所長)

(代理)前川 康弘 (輪島市 総務部 総合防災対策課 課長)

(代理)登岸 浩 (輪島市 建設部 土木課 課長)

【臨時委員】

杉本 宏之 (土木研究所 土砂管理研究グループ 上席研究員)

【北陸地方整備局】

河川部 総合土砂管理官 山路 広明

河川計画課 課長 板倉 舞

建設専門官 梅田 ハルミ

河川工事課 課長補佐 川合 康之

4. 議事概要

- ・ 塚田川水系塚田川、町野川水系寺地川、牛尾川、鈴屋川、河原田川水系河原田川市ノ瀬地区、熊野地区について、現在の復旧状況と特定緊急砂防事業(恒久対策)の計画内容について報告した。さらに、牛尾川、鈴屋川、寺地川、市ノ瀬地区、塚田川について今後の対策工事を進めるにあたって、工事の進捗に伴う現地状況の変化に対応した警戒避難判断基準の考え方や基準の変更について、報告した。討議内容は以下の通りである。

【第7回委員会の指摘と対応状況】

- ・ 特になし

奥能登地区における特定緊急砂防事業について】

- ・ 土砂・洪水氾濫対策計画における対象現象について、発生した河道閉塞に対する対応はしているが、河道閉塞の新規発生や地震は対象としていないことがわかるよう表現を工夫されてはどうか。
- ・ 「計画設配置の基本方針」について、流域ごとに特徴が異なるため、流域特性を踏まえた型式選定経緯や各施設の目的・役割がわかるように流域ごとに丁寧に記載したほうが良い。
- ・ 牛尾川のコンクリートスリットについて、不透過型堰堤は捕捉効果がゼロとなっているが、他地域ではコンクリートスリット部に流木がスリット部に詰まり捕捉される現象がよく見られるため、このタイプでも流木捕捉効果を見込んでもいいのではないか。
- ・ 牛尾川のコンクリートスリットにおける横棧について、横棧の間隔の設定が重要となるため、十分に検討いただきたい。
- ・ 鈴屋川について基本方針の中で環境面にも配慮することを謳っていることから、最下流の計画施設(不透過型堰堤)は高さが巨大であり環境に与える影響が大きいため、これについても透過型とすることを検討できないか。
- ・ 不透過型堰堤で細粒土砂を止めることはできるのか。鈴屋川上流の地質は珪質泥岩で風化しやすく細粒化しやすいため、最下流施設は計画位置よりも下流に遊砂地をつくり、細粒土砂を捕捉することも考えられる。石川県では、創造的復興として「より豊かな川づくり」を検討しているため、こうした施設の配置も検討していただきたい。
- ・ 土砂・洪水氾濫計算による砂防施設効果評価においては粒径設定が重要となる。現地状況を正確に反映した粒度分布となっているか、またその他計算条件の適切性について国土技術政策総合研究所とともに確認いただきたい。
- ・ 市ノ瀬地区の地すべり対策として AB ブロックの頭部を排土した際に上部ブロックが不安定化することはないか。
- ・ AB ブロック頭部の排土は、抑止杭工への負担を軽減することを目的に上部 C ブロックに影響しない部分の崩土を取り除くもので、AB ブロックへの影響はないように計画されていると考えている。
- ・ 湛水池の埋立をした場合、紅葉川の渓流水が水路工に問題なく集水されるか。また埋立部に隣接する斜面等からの浸透水が B ブロックの地下に供給されることにより、B ブロックの安定性が担保できないのではないか。
- ・ 浸透水の中長期的な影響は不明であることから追加調査を実施し、地下水排除工を計画す

るとともに、崩壊地内の崩土の侵食防止のために水路工も計画していく必要があると考える。

- ・ 市ノ瀬地区の地すべり土塊と計画中の輪島道路トンネルの縦断的な位置関係のわかる図面を示していただきたい。

【警戒避難について】

- ・ 避難レベルに相当した防災気象情報の複雑化を解消するため、令和8年5月下旬より、新たな防災気象情報を運用していく予定である。
- ・ 市ノ瀬地区における大規模崩壊斜面に関する避難判断基準については、土砂災害防止法に基づく緊急調査および基礎調査に準拠して設定することで問題ないとする。斜面下部に急斜面が一部存在するが、一般住民は立ち入らないエリアであることから、工事の安全管理の中で対応されるものと理解している。
- ・ 市ノ瀬地区での警戒避難の判断基準の記載方法について、「現在から①湛水地解消まで」の各段階で想定される3つのリスクをすべて列記し、整備段階に応じて懸念されるリスクの記載が消えていくような表現をしてはどうか。
- ・ 現在引き下げて運用されている土砂災害警戒情報の基準は今後引き上げられると考えられるが、引き上げ後の警戒避難の判断基準については工事の進捗も踏まえ、関係者と十分に協議・連携していく必要がある。

－以上－